

社会福祉法人ことぶき会

特別養護老人ホームことぶき荘南海トラフ地震防災計画

(目的)

第1条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下防災組織班という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を防災組織図及び任務分担表のとおりとする。

- 一 防災組織班に災害対策本部長（以下、本部長）及び副本部長を置く。
- 二 災害対策本部長のもとに通報・連絡・情報班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(本部長等の権限及び業務)

第3条 本部長は、防災組織班の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 通報・連絡・情報班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に利用者等の避難誘導にあたらせること。
- 四 職員は災害別行動マニュアル（地震・津波編）沿って、各自の対応に当たること。
- 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(職員の責務)

第4条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した職員は、直ちに本部長及び通報・連絡・情報班にその旨を報告するものとする。

(通報・連絡・情報班の業務)

第5条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 本部長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、隨時本部長に報告すること。
- 二 本部長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び本部長の命令の内容等防災上必要な情報を、次号に定める手段を用い、利用者、その他の職員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた利用者等に対する情報伝達のための例文を定め、放送設備、拡声器等を用いて伝えること。なお、通常の伝達手段が放送設備等の場合は、地震等の影響により寸断されることも考慮し、他の伝達手段を確保すること。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は本部長の指示に基づき、速やかに、建物内の避難路の確保及び安全を確認し、避難誘導を開始する。また、完了後はその旨を直ちに本部長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 本部長から避難誘導開始の指示を受けたときは、利用者等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 利用者等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに本部長に報告すること。

(その他不測の事態)

第7条 本部長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この防災計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、本部長は直ちに班員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの防災計画どおりに活動することが困難又は適當でないと判断したときは、ただちに本部長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(避難場所及び避難経路)

第8条 避難場所及び避難経路は次の通りとする。

- 一 地震が発生したことにより、大津波の発生が予想される場合は、ことぶき荘 4 階フロアーの避難場所指定区域と屋上し、東西の階段 2 箇所を使用する。
 - 二 地震の場合で、建物の倒壊の恐れがある場合は、一時避難場所を正面玄関駐車場とする。
 - 三 本部長が、前号の避難での対応が困難であると判断した場合は、市立八幡浜総合病院横を通り、東農 1 号線経由にて権現山とする。
- 2 ことぶき荘は八幡浜市との協定により、津波避難ビルとして指定を受けていることから、地域住民の避難場所とする。

(訓練)

第9条 本部長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年 1 回以上行うものし、地方公共団体及び関係機関が行う訓練にも積極的に参加するものとする。各団体が実施した訓練に参加した場合は、訓練を実施したこととする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第10条 本部長が、職員等に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 四 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

六 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
(広報)

第11条 本部長が、利用者等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、職員同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 二 正確な情報入手の方法
- 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 四 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

特別養護老人ホームことぶき荘防災組織図及び任務分担表

平成 26 年 8 月 6 日現在



	火元責任者	補助者
1階		
2階		
3階		
4階		

(21名)

(22名)

(4名)

(6名)

(再掲)

(再掲)

* ◎は防災委員

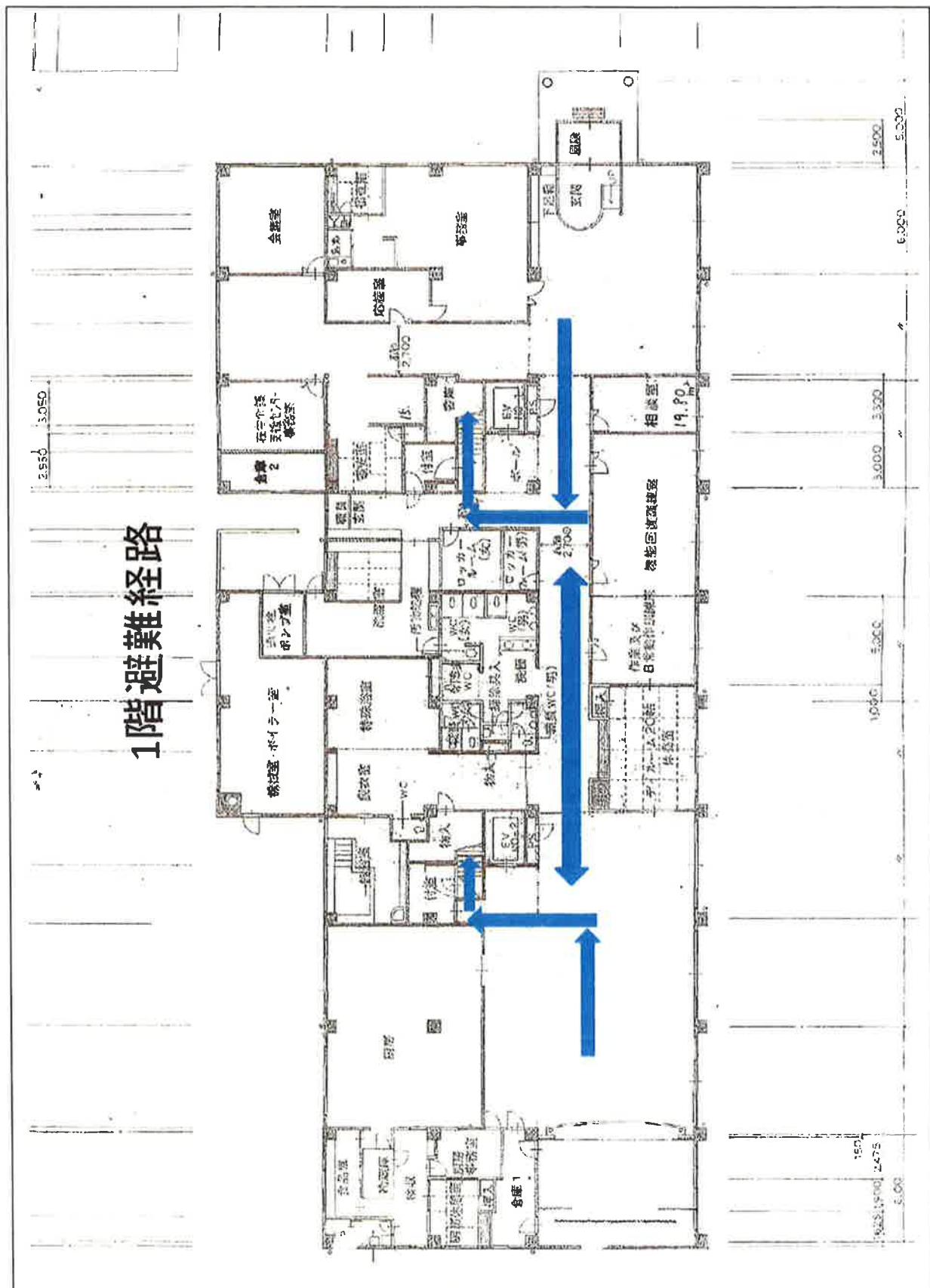
* △は給食委員

* 各班 1列目は班長・2列目が副班長

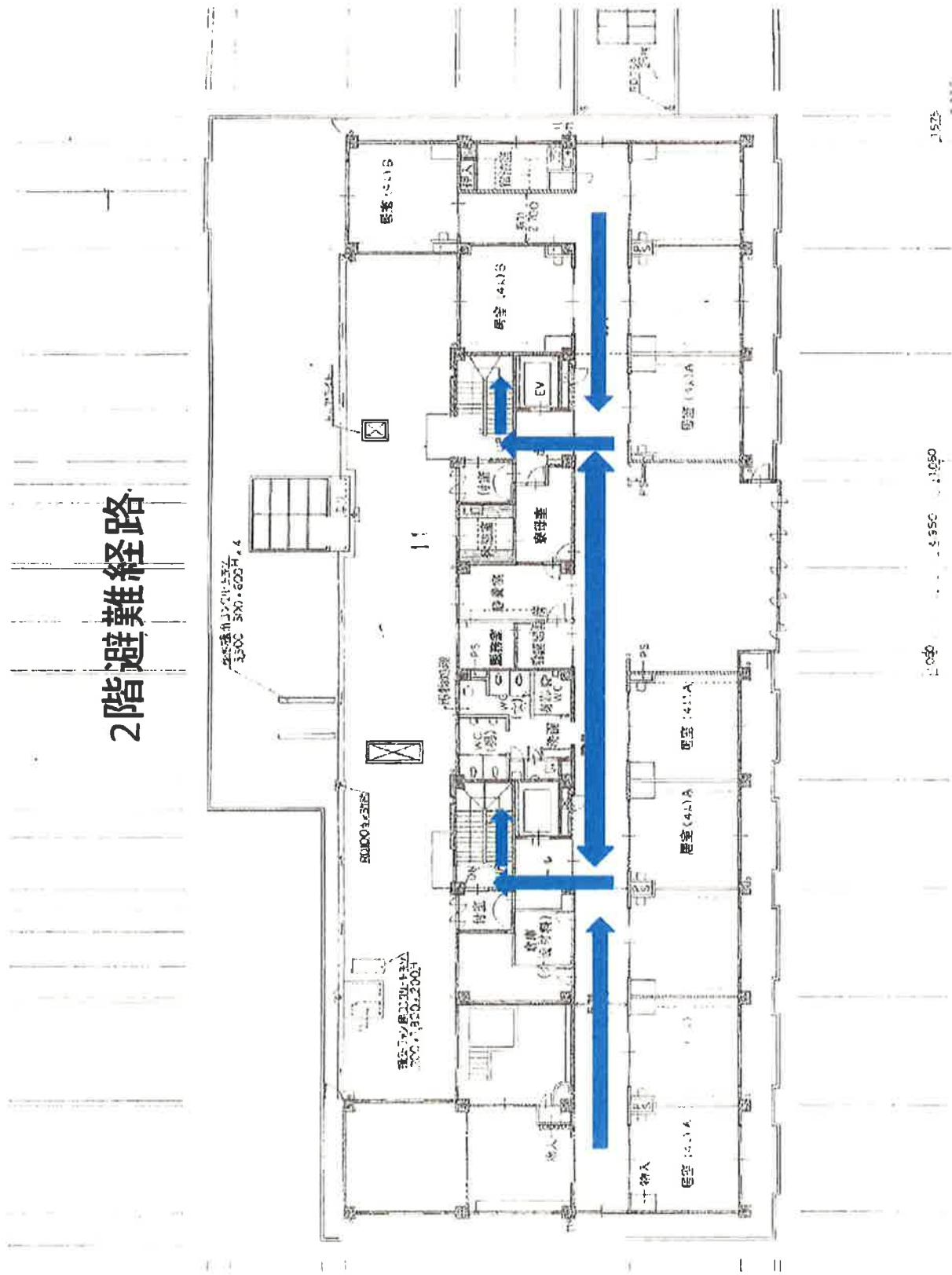
任務分担表における業務内容

名称	業務内容	担当者
災害対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任（火災・地震・津波・風水害・原子力災害応急対策全般の指揮、各班への指示） 	施設長 代理者① 代理者②
災害対策副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐 ・被害・避難状況のとりまとめ 	看介護統括課長 代理者① 代理者②
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した時は各階の消火器を持参し消火 ・火元階の消火栓により消火 （班長は、火災の状況や火災ではない災害時に、人手が必要な分野を判断し、他の班に班員を振り分ける指示をだす） 	班長 副班長 代理者
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者への状況説明 ・入所者の安全確認、状況把握 ・入所者の避難準備、退避、避難誘導 ・入所者の家族等への引き渡し （火災時は火元階よりも下の階へ誘導・津波時には4階より上階へ誘導） 	班長 副班長 代理者
通報・連絡・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・市、関係機関との連絡調整 ・職員への連絡 ・入所者の家族等への連絡 	班長 副班長 代理者
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に負傷した利用者、職員の応急処置 ・負傷レベルにより、重度の者から処置にあたり、看取り、搬送、経過観察の判断 ・医薬品の備蓄、持出品の確認 	班長 副班長 代理者
食糧備蓄班	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄食料の棚卸と点検 ・資機材の棚卸と点検 	班長 副班長 代理者
教育・訓練班	<ul style="list-style-type: none"> ・各災害に応じた基礎知識の教育 ・避難計画の周知 ・災害時によるべき行動 ・避難対策・避難生活に関する知識 ・非常持出品の準備 	班長 副班長 代理者

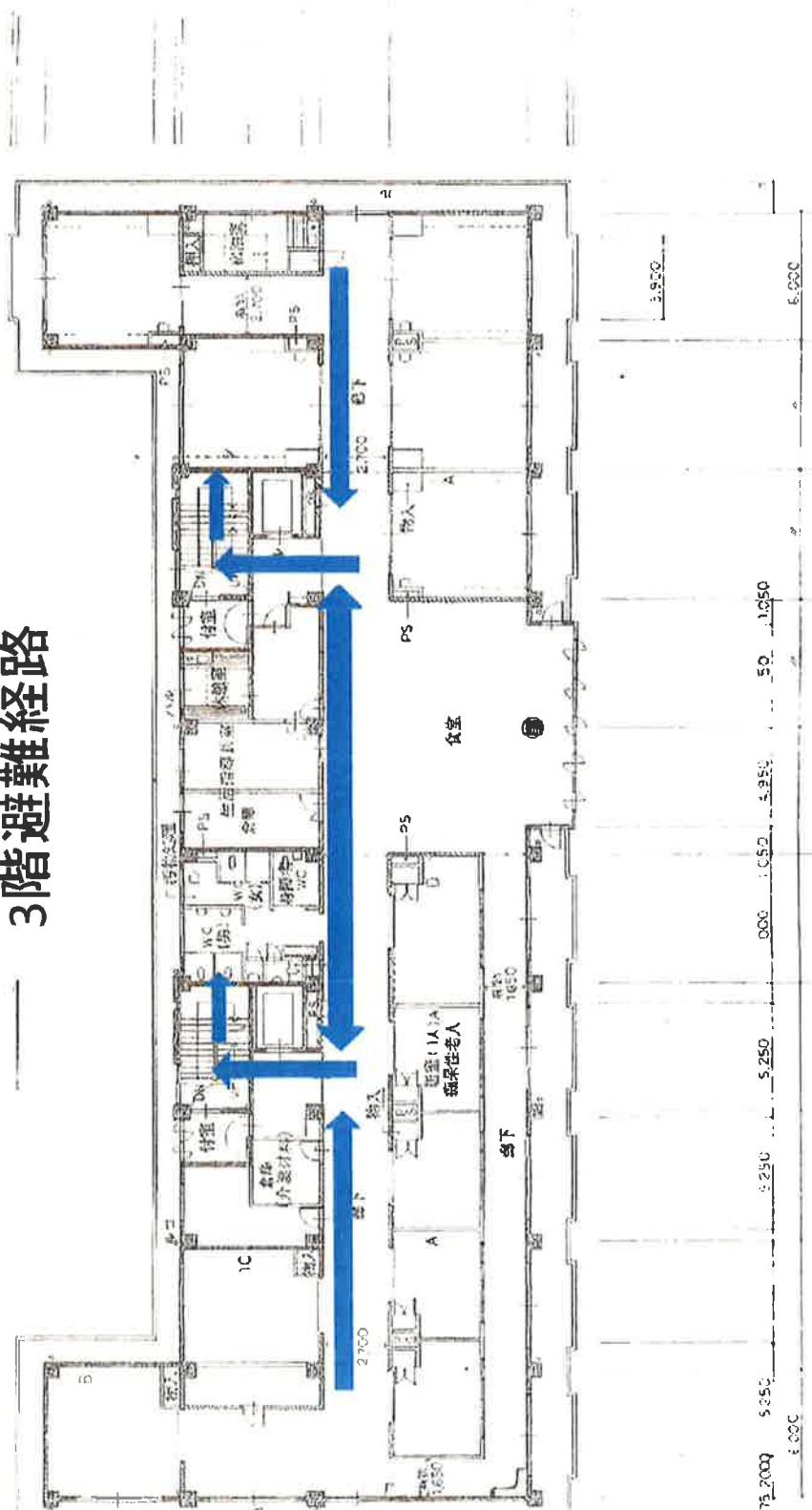
1階避難経路



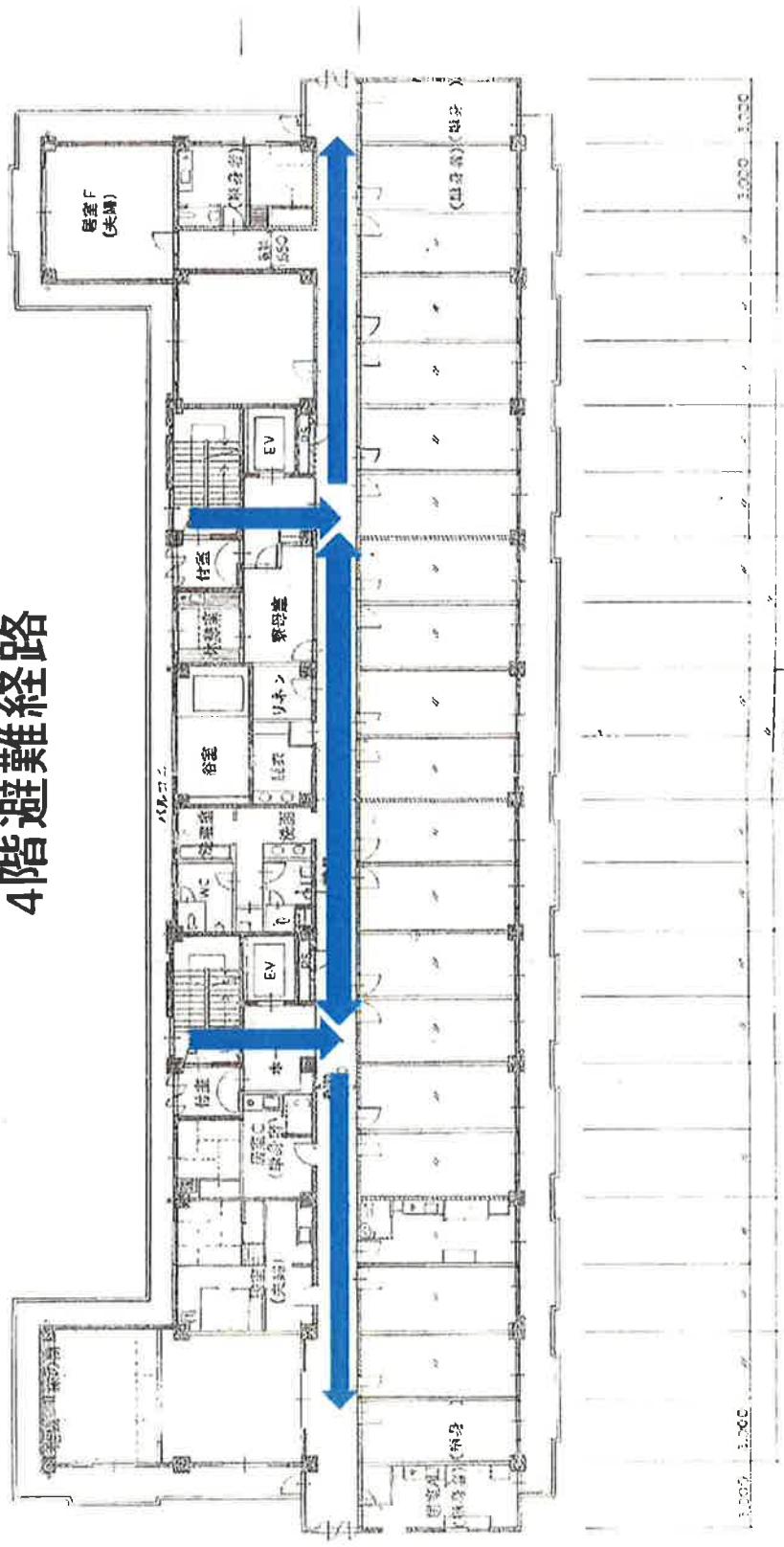
2階避難経路



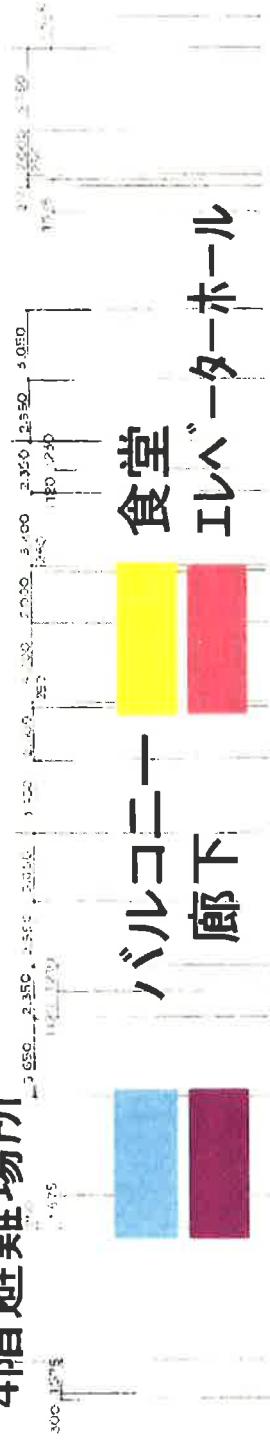
3階避難経路



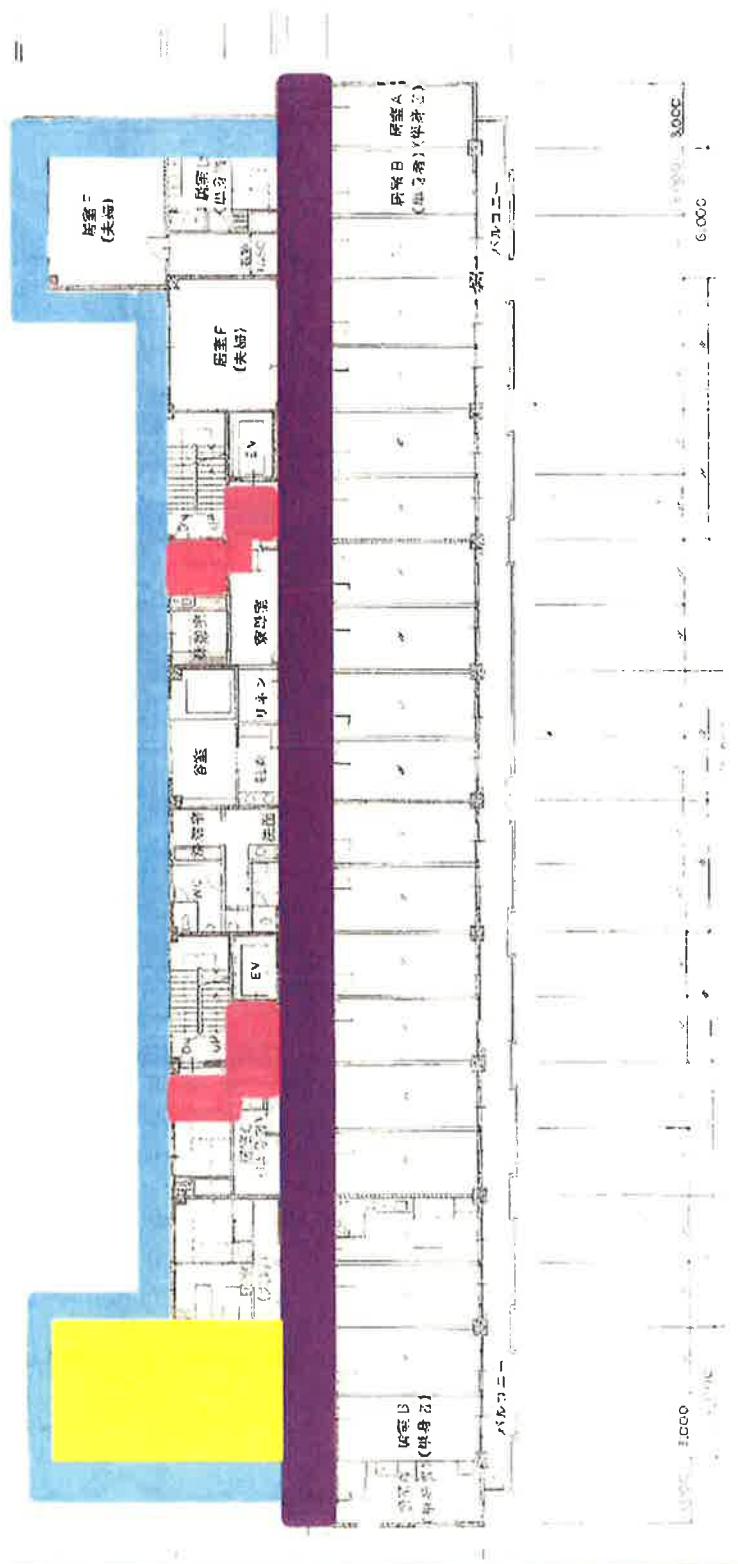
4階避難経路



4階避難場所



バルコニー
廊下
食堂
エレベーターホール



東側(浮島入口)

地震対策避難場所経路図

